(様式第9)

飼養している生物の餌として処分する目的でのアメリカザリガニの譲受け及び保管の届出

飼養している生物の餌として処分する目的で、特定飼養等施設内において保管していたアメリカザリガニの 個体を譲り受け、特定飼養等施設内において保管することについて、特定外来生物による生態系等に係る被害の 防止に関する法律施行規則第2条第25号の規定に基づき、届け出ます。

年 月 日

地方環境事務所長 殿

申請者の住所: 〒氏名:電話番号:電子メールアドレス:職業:

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、 メールアドレス、代表者の氏名並びに主たる事業を記入する)

1.飼養している生	1)種類		
物(アメリカザリ			
ガニを餌として与	2)数量(単位)		
える生物)			
量(単位)			
3.譲受けの相手方	□申請に係る個個	体(生体)の購入を行う場合は、	、法第4条第1号又は第2号に該当して
の氏名又は名称	適法に飼養等をつ	する者により販売されるもののる	みを購入します。
	(譲受けの相手)	方の氏名又は名称:	許可番号:
4.特定飼養等施設	1)所在地		(□屋内、□屋外)
	2)種類	□擁壁式、空堀式又は柵式の施設	
		□運搬の用に供することができる施設	
		□水槽又はこれに類する施設	
		□人工的に設けられた池、沼その他の施設	
	3)規模		
	4)構造		
5.添付資料	□①施設の図面		施設の写真
	□③その他()	
6.餌とする必要性			
が無くなった場合			
の措置			
7.備考			
担当者連絡先	氏名	所属・役職	
(届出者以外に本	住所		
届出に係る担当者	電話番号	電子メールアドレス	
がいる場合に記			
入)			

(記入上の注意事項)

届出書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。日付は届出日(提出日)を入れる。届出書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等とする。

各事務所の管轄地域は、http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html を参照。(<u>釧路、信越、四国、沖縄奄美については、提出先の事務所と</u>下記に示す届出先の所長名が異なるため、注意すること)

届出の提出後、店舗等での購入の際には、、環境省地方環境事務所等からの届出を受領した旨の通知(書面又はメール等)を提示できるよう手元に持っておくこと。

0. 届出者と届出先

法人の業務として飼養等をする場合は、法人として届出を行う。

「 地方環境事務所長」については、以下のとおり、下線部に当該地区名を記入する。

北海道地区:北海道地方環境事務所長

東北地区:東北地方環境事務所長

関東地区(山梨・新潟・静岡含む): 関東地方環境事務所長

中部地区(富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・三重):中部地方環境事務所長

近畿地区:近畿地方環境事務所長

中国四国地区:<u>中国四国</u>地方環境事務所長 九州地区(沖縄含む):九州地方環境事務所長

1. 飼養している生物

1)種類:アメリカザリガニを餌として与える生物の種名を記入する。複数種の場合は列記する。

2)数量:1)に記入した生物について、種類ごとに飼養している数量を記入する。単位は原則として個体数とする。

2. 譲り受ける総数量(単位)

届出をする年(届出をした日から当該年の12月末まで)に譲り受け(購入等)しようとする総数量を記入する。数量は1に記入した生物の種類及び数量と照らし合わせて必要な量とすること。単位は個体数又は重量(kg)とする。正確な把握が困難である場合には、概数を記入すること。

3. 譲受けの相手方の氏名又は名称

□にチェックした上で、予定している譲受けの相手方(販売事業者等)の氏名又は名称及び許可番号(相手が飼養等許可を受けている場合の許可番号)を記入する(複数記入可)。譲受けの相手方が確定していない場合は想定でも構わないが、その場合は想定である旨を記入すること。

4. 特定飼養等施設

アメリカザリガニの保管をする施設の情報を記入する。

1)所在地:特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。届出者の住所と同じ場合は「申請者の住所と同じ」とすることも可。

2)種類:該当する□にチェックする。

3)規模:特定飼養等施設の規模(長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等)を記入する。欄内に記入できない場合は「別紙のとおり」とすること ま可

4)構造:特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。欄内に記入できない場合は「別紙のとおり」とすることも可。

これらの添付書類として、 $\underline{5.添付資料}$ の欄にチェックし、必要な書類を添付する。

5. 添付資料

①及び②にチェックする。また、その他添付する資料がある場合は、③に資料名を記入し、チェックする。チェックした全ての書類を添付する。

- ①施設の図面については、施設の規模・構造が分かるものを添付する。施設の写真に寸法を記入することでも代用可とする。給排水設備がある場合は、当該設備の状況が分かる図面及び写真も添付する。人工池沼型施設等で、周囲に柵等を設置する場合は、柵等の設置状況が分かる図面及び写真も添付する。
- ②施設の写真については、施設の全体像及び設置状況が分かるものを添付する。

6. 餌とする必要性が無くなった場合の措置

譲受けを行った後に飼養している生物が死亡する等のやむを得ない事情によりアメリカザリガニを餌とする必要性が無くなった場合の措置を 記入する。本届出において購入可能となる場合は、あくまで「処分する目的で譲り受けるもの」のみであることから、無償で販売元に引き渡すか、 適切に殺処分するものであること。